

令和4年7月改訂版（案）

宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針

～ 少子化に対応した学校づくりに向けて ～

令和4年2月 7月

宇佐市総合教育会議・宇佐市教育委員会

目 次

はじめに	1
Ⅰ. 本方針の位置付け	2
2. 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	3
(1) 適正な規模の考え方	3
(2) 適正な配置の考え方	4
3. 小・中学校の適正な規模の基準	5
(1) 学級数の基準	5
(2) 児童数の基準	6
(3) 小学校別の目安	7
4. 基準を満たせていない学校への対応	9
(1) 学校の持続可能性を高めるための方策の検討について	11
(2) 学校を統合せざるを得ない場合の検討すべき事項について	13
5. 小規模校の適正化に向けて	14

はじめに

本市の小学校は、その多くが明治期に尋常小学校として開校し、以来100年以上にわたり、それぞれの地域を象徴する中心的な存在として、今日までその伝統が受け継がれています。加えて、教育行政においても「地域とともにある学校づくり」を学校教育の重点施策の一つとして掲げ、ふるさとに誇りを持つ人材の育成のため、地域社会と一体となった学校づくりが推進されてきました。

しかしながら、目まぐるしく急激に変化する現代社会の中で、学校を取り巻く教育環境は時代とともに大きく変わりつつあります。特に、少子化社会を迎える今、本市においても児童・生徒数の減少による小規模校化の課題に直面しており、全校児童数が二桁に満たない学校や就学児童のいない学年が存在する学校など、一部では深刻な状況と考えられ、今後も更に小規模校化に拍車がかかることが懸念されています。

このような背景を受け、市教育委員会では、宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を設置し、市が目指す教育方針や小・中学校の児童・生徒数の推移など、学校を取り巻く現状の把握に努めるとともに、児童や保護者、地域住民など幅広く市民の声も聞きながら、将来を担う子どもたちの教育環境をより一層高めるための学校のあり方について慎重に議論を重ねてきました。

市総合教育会議並びに市教育委員会としましては、すべての児童・生徒が均しく教育を受けられ、個々の能力を伸ばし、社会的自立の基礎となる基本的資質を養う場であるという「学校」の本来の役割を再認識した上で、子どもたちにとって望ましい教育環境の確保が最も重要であるという教育的観点に立ち、検討委員会が定めた基本指針を基に、基本的な方針をここにとりまとめました。

これまでの間、本方針に基づき、それぞれの学校のあり方について、まずはそれぞれの学校運営協議会を中心に様々な視点から検討を進めていただくことが望ましいと考え、検討の必要性への理解を求め、お願いをしてきたところです。しかしながら、学校運営協議会は、対象となる学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されているものであり、学校運営協議会において、本方針に基づいた課題解決について一定の方向性を導き出していただくことは、合理性に欠けると判断し、本方針の内容の一部を見直すこととしました。

この先、更なる少子化を迎える中においても、次代を担う子どもたちの健やかな成長とより一層充実した学校教育が推進されるよう、将来も見据えて取り組んでいくことが我々大人の果たすべき役割であり責任であるということを念頭に置き、~~行政・学校・地域・家庭が更なる連携・協力を深め進めていくことを、改めてここに示すものです。~~ 市総合教育会議並びに市教育委員会が責任と主体性を持ち、地域の皆さまのご意見を伺いながら更なる検討を深めて参ります。

なお、この基本方針は、今後の国や県の教育制度の改正、児童生徒数の変化等の動向により、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和4年2月

宇佐市総合教育会議・宇佐市教育委員会

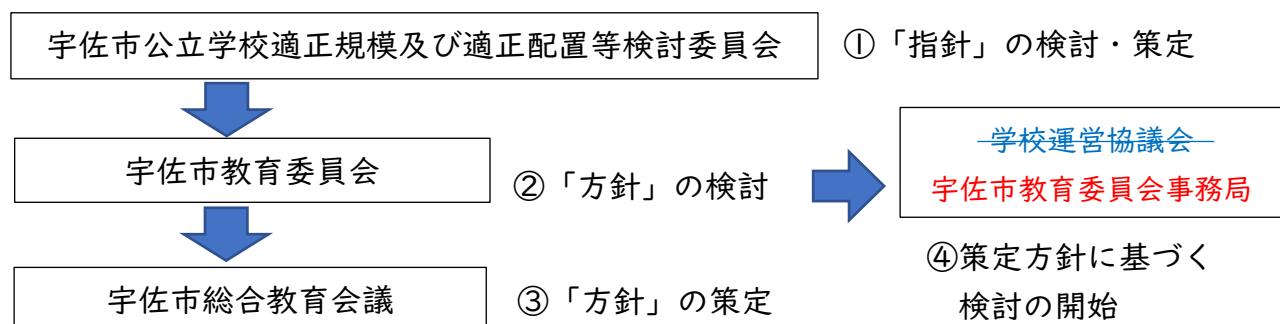
1. 本方針の位置付け

市教育委員会では、児童及び生徒が減少する中において、教育効果をより一層高めることを目的に、本市が設置した公立学校の適正規模及び適正配置等について調査、研究及び検討をするため、宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を設置しています。

本検討委員会においては、これまでの間、市が目指す教育方針や児童・生徒数の推移など、学校を取り巻く現状を認識した上で、今後の学校のあり方について慎重に議論を重ねてきました。しかしながら、市内の小・中学校すべてに対して、画一的に存続や統合の方針を定めるようなものではないという共通認識の下、検討委員会としての考え方を「宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本指針」として定め、市教育委員会においてその報告を受けたところです。

市総合教育会議並びに市教育委員会においては、少子化に対応した今後の学校のあり方について **それぞれの学校単位で検討してもらうため いくため** この「指針」に則った「方針」の検討及び策定を行いました。今後はこの方針に基づき、それぞれの**学校運営協議会 地域**と教育委員会とが連携・協力を深めながら、**市総合教育会議並びに市教育委員会が責任と主体性を持ち、地域の実情に応じた学校のあり方を模索していくことが求められます。**

なお、今後、児童・生徒数の推移などに予測を超える事態が生じた場合には、改めて検討の場を設けるなど、必要に応じて見直しを図ることが適切と考えます。



【宇佐市総合教育会議と学校運営協議会の概要】

	宇佐市総合教育会議	学校運営協議会
位置付け	市長と教育委員会の執行機関同士の協議と調整の場	学校運営への必要な支援に関して協議する場
目的	市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ること	学校運営に対して地域住民や保護者等の参画、支援、協力を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善、児童生徒等の健全育成に取り組むこと
構成員	市長、教育長、教育委員	地域住民、保護者、校長、その他適当と認める者等

2. 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

小・中学校の規模や配置の適正化を図る際の基本的な考え方として、第一に「教育基本法」や「学校教育法」の定めに基づいた「学校」の果たす役割を再確認することが前提となります。加えて、義務教育課程における学校の設置目的や役割として、以下の二点が最も重要であるといえます。

- ①学校は、児童・生徒の能力を伸ばし、社会的自立の基礎となる基本的資質を養う場であること。
- ②学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場であること。

(1) 適正な規模の考え方

小・中学校において、すべての児童・生徒が均しく教育を受けられるためには、一定の規模の集団が確保されていることが重要であり、望ましいと考えられます。

しかしながら、児童・生徒数の減少による学校や学級の小規模化は、主体的・対話的で深い学びの実現を図るためにグループワークや一定の集団が必要な体育・音楽などの学習活動に制約が生じます。加えて、学校行事や部活動等の教育活動を行う上においても支障を来し切磋琢磨する場が減少することなどにより、向上心や社会性、コミュニケーション能力が身に付きにくいなどの課題も大きくなります。

これらの点を考慮し、児童・生徒が集団を通じて多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら、一人一人の資質や能力を最大限に伸ばし、確かな学力や社会で活躍する力を身に付けることができる「より良い教育環境の実現」を図るため、まずは複式学級の解消に向けた取り組みが重要であるといえます。

また、令和2年度に実施した学校の規模・配置等に関するアンケート調査において、「A 望ましいと思う 1学年あたりのクラス数」、「B 望ましいと思う 1クラスあたりの児童数」を児童の保護者に尋ねたところ、「1学年あたり 1～2 クラス」、「1 クラスあたり 11人～30人」が望ましいと思っている方が、共に全体の約8割を占める結果となりました。

【A 望ましいと思う 1学年あたりのクラス数】

クラス数	計	全体比
①1 クラス	111 名	45 %
②2 クラス	91 名	37 %
③3 クラス	14 名	5 %
④わからない	32 名	13 %
計	248 名	100 %

【B 望ましいと思う 1 クラスあたりの児童数】

児童数	計	全体比
①10人以下	23 名	9 %
②11人～20人	142 名	57 %
③21人～30人	63 名	26 %
④31人以上	0 名	0 %
⑤わからない	20 名	8 %
計	248 名	100 %

(2) 適正な配置の考え方

本市の小学校設置の歴史的な背景を見てみると、明治期の「町村制」の施行によって当時200以上あった宇佐郡内の村が27町村に合併し、現在の小学校区に近い自治体となり、同時に改正された「小学校令」によって多くの村に尋常小学校が開校し、現在の小学校の配置状況にはほぼ近い姿となっています。

昭和・平成の合併を経て、より広域となった本市において、適正な学校の配置を検討するにあたっては、児童・生徒にとって通学区域の拡大による遠距離通学等が大きな負担とならないよう、まずは通学面の条件（通学の距離、時間、方法）を考慮することが重要であり、加えて、現在の通学区域を見直す等の弹力的な運用の検討も必要といえます。

また、令和2年度に実施した学校の規模・配置等に関するアンケート調査において、「C通学時間の許容範囲」、「D配慮が必要と思う通学方法」を児童の保護者、未就学児の保護者、教職員に尋ねたところ、通学時間については「10分以内～30分以内が許容範囲」と答えた方が全体の約8割を占め、配慮が必要と思う通学方法については「スクールバスの運行」が全体の約半数近い回答結果となりました。

【C通学時間の許容範囲】

通学時間	計	全体比
①10分以内	37名	9%
②20分以内	136名	34%
③30分以内	173名	44%
④40分以内	24名	6%
⑤50分以内	7名	2%
⑥50分以上	14名	4%
⑦未回答	6名	1%
計	397名	100%

【D配慮が必要と思う通学方法（複数回答）】

通学方法等	計	全体比
①指定校以外への通学を認める	109名	21%
②公共交通機関の利用を認める	64名	13%
③スクールバスを運行する	244名	48%
④その他	52名	10%
⑤未回答	41名	8%
計	510名	100%

一方で、学校は児童・生徒の教育のための施設であると同時に、地域コミュニティの核としての性格や災害時の避難場所としての機能等も併せ持っております、地域にとって大きな役割を担っています。さらに、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

このため、学校の適正な配置の検討にあたっては、今後の教育面の課題だけでなく、社会教育や地域コミュニティを始めとする学校を核とした地域全般に密接に関わる課題でもあることに留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力のもと、「地域とともににある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論が必要といえます。

3. 小・中学校の適正な規模の基準

(1) 学級数の基準

学級数については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と規定されていますが、ただし書きにより「地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。」とし、同規則第79条の準用規定により「中学校は小学校を準用する。」としています。

この国が示す基準と市内の全小・中学校の標準学級数を照らし合わせると、小学校は24校中21校、中学校は7校中6校が小規模校に該当することとなり、本市において適正な規模に該当するのは小学校3校、中学校1校のみという状況になります。

このような状況から、検討委員会及び市教育委員会では、本市の小・中学校の実態に則した学級数の基準を次のとおり定めたところです。

【学級数を基準とした適正規模の定義】

国	【小学校】12学級以上、18学級以下 ※ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。	【中学校】小学校を準用
県	【小学校】10学級以上	【中学校】6学級以上
市	【小学校】6学級以上 ※標準学級数において、小・中学校ともに1学年1学級以上を原則とする。 ※この基準の数には、特別支援学級の数は含めない。	【中学校】3学級以上

※標準学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）

で定められている学級編制の基準

本市の適正規模の定義と全小・中学校の標準学級数を照らし合わせると次のようにになります。

区分	小規模	適正規模	計
小学校	【5学級以下】 11校	【6学級以上】 13校	24校
中学校	【2学級以下】 —	【3学級以上】 7校	7校

このように、複式学級が存在する小学校11校が小規模校に該当することとなります。この11校すべてを一括りとはせず、5学級以下の複式学級の数に応じて更に細分化を行いました。

基 準	学級数の目安（1校あたり）	
【適正規模】	全校で6学級以上	（複式学級が存在しない学校）
【小 規 模】	全校で5学級	（複式学級が一組存在する学校）
【過小規模】	全校で4学級	（複式学級が二組存在する学校）
【極小規模】	全校で3学級以下	（複式学級が三組、又は、二組と在籍児童のいらない学年が存在する学校）

(2) 児童数の基準

児童数については、義務標準法第3条において、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないとその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」とし、一学級の児童・生徒数の基準を次のように定めています。

学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数	
	小学校	中学校
○同学年の児童で編制する学級	35人	40人
○二の学年の児童で編制する学級（複式学級） （1年生の児童を含む学級）	16人 (8人)	8人
○学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人	8人



国は、児童へのきめ細かい教育の実現を目的に、令和3年度から公立小学校の1学級あたりの上限人数を35人とする義務標準法を改正。
令和3年度の小学2年生から令和7年度の小学6年生まで、年度ごとに上の学年へ拡大される。

このように、小学校では1年生を含む二の学年の児童数の合計が8人以下の場合、2年生以上の二の学年で児童数の合計が16人以下の場合には複式学級となります。大分県では、小学校1年生を含む複式学級は解消し、2年生以上の二つの学年の児童数の合計が14人以下の場合に複式学級となる独自の基準を設けています。

この複式学級編制となる児童数の基準に加え、学級数の基準や本市の学校規模の現状等を考慮し、児童数から見た場合の基準について細分化を行いました。

基 準	児童数の目安（1校あたり）	
【適正規模】	全校で60名以上	（一学年あたり10名以上）
【小 規 模】	全校で40名～60名程度	（一学年あたり7人～9人程度）
【過小規模】	全校で20名～40名程度	（一学年あたり4人～6人程度）
【極小規模】	全校で20名未満	（一学年あたり1人～3人程度）

このように、複式学級編制の数で分類した「学級数」の目安と、「児童数」の目安を比較すると、多少の差異はあるものの、ほぼ同程度の学校規模に分類されます。

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	全校で6学級以上	全校で60名以上
【小 規 模】	全校で5学級	全校で40名～60名程度
【過小規模】	全校で4学級	全校で20名～40名程度
【極小規模】	全校で3学級以下	全校で20名未満

(3) 小学校別の目安

① 令和3年4年度学校別基準比較表

(R3年5月1日時点)

学校名	① 学級数				規 模	②児童数						
	規 模	総 数	特別 支援	複 式		規 模	総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
天津小	適	7	1	—	適	75	16	8	10	9	21	11
長峰小	過小	5	1	2	小	49	7	16	6	5	8	7
横山小	極小	3	—	3	極小	17	2	2	1	2	7	3
糸口小	適	7	1	—	適	82	14	16	11	12	16	13
高家小	適	8	2	—	適	81	9	22	7	15	12	16
八幡小	適	8	2	—	適	106	16	11	18	17	21	23
四日市北小	適	15	3	—	適	292	37	55	42	58	52	48
四日市南小	適	14	3	—	適	255	39	42	46	46	43	39
柳ヶ浦小	適	10	3	—	適	196	27	38	24	32	39	36
長洲小	適	9	3	—	適	159	25	20	30	27	23	34
和間小	適	7	1	—	適	78	5	11	17	16	13	16
封戸小	極小	4	1	2	極小	11	4	1	0	2	1	3
北馬城小	小	6	1	1	小	57	8	11	12	11	8	7
宇佐小	適	8	2	—	適	96	14	16	19	12	23	12
西馬城小	極小	3	—	2	極小	11	4	0	1	2	1	3
駅館小	適	13	1	—	適	390	67	62	63	57	62	79
豊川小	適	13	2	—	適	324	52	58	57	61	56	40
深見小	極小	3	—	2	過小	23	5	0	2	7	4	5
(福貴野分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
安心院小	適	8	2	—	適	90	13	12	20	18	10	17
津房小	過小	4	—	2	過小	27	5	5	3	4	9	1
佐田小	極小	3	—	3	極小	19	1	4	1	5	5	3
南院内小	極小	3	—	3	極小	8	1	2	1	2	1	1
(羽馬礼分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
院内中部小	小	5	—	1	小	45	2	7	5	9	11	11
(上院内分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
院内北部小	小	7	2	1	適	62	8	12	6	9	11	16
計	—	173	31	22	—	2,553	381	431	402	438	457	444

※学級数については、義務標準法で定められている標準学級数を基に作成

②令和9年度学校別基準比較表

(R3年10月1日時点)

学校名	①学級数				規 模	規 模	②児童数					
	規 模	総 数	特 別 支 援	複 式			総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
天津小	適	6	—	—	適	62	7	9	12	9	12	13
長峰小	極小	3	—	3	過小	32	3	4	4	8	8	5
横山小	極小	3	—	3	極小	19	2	3	2	4	4	4
糸口小	適	6	—	—	適	71	12	10	11	9	14	15
高家小	適	6	—	—	適	70	6	11	18	10	15	10
八幡小	適	6	—	—	適	94	8	13	17	14	28	14
四日市北小	適	12	—	—	適	311	51	50	58	57	49	46
四日市南小	適	8	—	—	適	207	22	32	32	34	48	39
柳ヶ浦小	適	7	—	—	適	168	18	19	32	28	40	31
長洲小	適	6	—	—	適	127	17	22	24	20	20	24
和間小	小	5	—	1	小	50	6	6	11	11	10	6
封戸小	極小	3	—	2	極小	14	4	2	0	3	1	4
北馬城小	過小	4	—	2	小	41	3	7	9	8	6	8
宇佐小	適	6	—	—	適	70	8	7	16	7	17	15
西馬城小	極小	2	—	2	極小	7	1	0	0	2	1	3
駅館小	適	13	—	—	適	351	43	52	61	73	52	70
豊川小	適	11	—	—	適	283	39	35	49	48	59	53
深見小	極小	3	—	3	極小	19	2	2	3	3	4	5
(福貴野分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
安心院小	適	6	—	—	適	62	5	10	10	10	14	13
津房小	極小	3	—	2	極小	19	0	4	2	4	4	5
佐田小	極小	3	—	2	極小	9	1	1	1	3	3	0
南院内小	極小	3	—	2	極小	9	2	2	2	2	0	1
(羽馬礼分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
院内中部小	過小	4	—	2	過小	38	10	7	6	7	4	4
(上院内分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
院内北部小	極小	3	—	3	過小	29	2	4	6	6	5	6
計	—	132	—	27	—	2,162	272	312	386	380	418	394

4. 基準を満たせていない学校への対応

市教育委員会においては、将来を担う子どもたちの教育環境をより一層高めることを目的に、検討委員会を設置し、学校のあり方や適正な規模、配置などについて議論を重ねてきたところです。その過程において、適正規模の基準（小学校 6 学級以上）と標準学級数を比較し、基準を満たせていない小規模校 11 校の児童や保護者、教職員、地域住民等の幅広い方を対象に学校のあり方に対する思いを聞き、実情を把握することを目的としたアンケート調査を行いました。

このアンケート調査において、前述の「望ましいと思うクラス数や児童数」、「通学時間の許容範囲や配慮が必要と思う通学方法」の問い合わせに加え、次の 4 点についても尋ねたところ、下表のような結果となりました。

A 小学校全校の人数について	B 学年の人数について	C 学年のクラス数について
D 小学校の適正な規模や配置について（理由を含む）		

【A 小学校全校の人数について】

対象者区分	児童 (5・6 年)	生徒 (1 年)	保護者	未就学児 の保護者	教職員	地域住民	計	全体比
①もっと多い方がよい	38 名	31 名	156 名	38 名	52 名	610 名	925 名	66 %
②ちょうどよい	111 名	45 名	88 名	7 名	46 名	131 名	428 名	30 %
③未記入	0 名	0 名	4 名	3 名	3 名	47 名	57 名	4 %
計	149 名	76 名	248 名	48 名	101 名	788 名	1,410 名	100 %

【B 学年の人数について】

対象者区分	児童 (5・6 年)	生徒 (1 年)	保護者	未就学児 の保護者	教職員	地域住民	計	全体比
①もっと多い方がよい	33 名	24 名	136 名	38 名	50 名	587 名	868 名	62 %
②ちょうどよい	115 名	52 名	102 名	6 名	48 名	128 名	451 名	32 %
③未記入	1 名	0 名	10 名	4 名	3 名	73 名	91 名	6 %
計	149 名	76 名	248 名	48 名	101 名	788 名	1,410 名	100 %

【C 学年のクラス数について】

対象者区分	児童 (5・6 年)	生徒 (1 年)	保護者	未就学児 の保護者	教職員	地域住民	計	全体比
①もっと多い方がよい	34 名	16 名	84 名	25 名	36 名	417 名	612 名	43 %
②ちょうどよい	115 名	60 名	153 名	19 名	61 名	278 名	686 名	49 %
③未記入	0 名	0 名	11 名	4 名	4 名	93 名	112 名	8 %
計	149 名	76 名	248 名	48 名	101 名	788 名	1,410 名	100 %

「A 小学校全校の人数」、「B 学年の人数」については、共に「もっと多い方がよい」と答えた方が最も多く全体の6割以上を占めましたが、「C 学年のクラス数」に関しては、「ちょうどよい」が約5割、次いで「もっと多い方がよい」が約4割という結果となっています。

また、「D 小学校の適正な規模や配置」についての回答結果は下表のとおりですが、対象者全体で見ると、小学校の「存続」を望む回答が全体の約5割、「統合」を望む回答が全体の約3割という結果となっています。対象者別では、児童の保護者、教職員、地域住民において存続を望む回答が多く、未就学児の保護者は存続と統合が同程度の結果となりました。

【D 小学校（小規模校）の適正な規模や配置について】

対象者区分	保護者	未就学児の保護者	教職員	地域住民	計	全体比
①統廃合はせずに存続させるべき	55名	9名	51名	260名	375名	32%
②どちらかというと、存続させるべき	68名	12名	23名	172名	275名	23%
③どちらかというと、統廃合を進めるべき	57名	9名	13名	159名	238名	20%
④積極的に統廃合を進めるべき	31名	14名	1名	101名	147名	12%
⑤わからない・未記入	37名	4名	13名	96名	150名	13%
計	248名	48名	101名	788名	1,185名	100%

また、上記の問い合わせに連して、存続や統廃合を望む理由について尋ねたところ、それぞれ以下の理由が上位を占める結果となっています。

①②【存続を望む方の主な理由】

- 少人数だからこそ、異なる学年との縦の交流が生まれやすいため
- 地域に根差した教育活動が受けられるため
- 子どもがいる限り、学校は存続させるべきであるため

③④【統廃合を望む方の主な理由】

- 少人数だと、人間関係の固定化により多様な考えに触れる機会が少なく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくいなどの差があるため
- スクールバスの運行など何らかの措置を行った上で統廃合は必要と思うため
- 将来を見据え、いずれ統廃合は必要と思うため

⑤【わからないと答えた方の主な理由】

- それぞれメリットやデメリットがあるため
- いずれ統廃合は必要とは思うが、今のところは、地域に学校は必要と思うため

(1) 学校の持続可能性を高めるための方策の検討について

市総合教育会議並びに市教育委員会としては、「学級数」「児童数」のいずれかにおいて、適正規模の基準を満たせず「小規模」「過小規模」「極小規模」に該当する場合には、今後の学校の持続可能性を高めるための方策について検討を開始するべき段階にあると考えます。検討にあたっては、学校運営協議会が主体となり、保護者や地域住民の声を聞きながら、教育委員会と連携し、学校が地域に存続し続けるための方策について探究することが求められます。

○存続させるための 魅力ある学校づくり

学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く環境に様々なメリットやデメリットをもたらし、学校間の教育格差が拡がることも懸念されます。学校が地域に存続し続けるためには、「教育の機会均等とその水準の維持向上」という義務教育制度の本旨に鑑み、まずは小規模のメリットを最大化し、デメリットを最小化させる具体的な方策を講じることが極めて重要と考えます。

(メリット最大化、デメリット最小化の具体例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを活かした教育活動の充実
- ・個別指導、繰り返し指導の徹底による学習内容の定着
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習等の充実
- ・異学年との交流活動や協働学習の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育等による一定の集団規模の確保
- ・隣接校等との往来による合同授業、合同行事の実施
- ・ＩＣＴを活用した他校とのオンライン授業の実施
- ・中学校区内の小学校のネットワークの強化 等

○通学区域制度の弾力的な運用

児童・生徒が通うべき小・中学校は、「宇佐市立学校の通学区域に関する規則」に基づき通学区域が指定されています。しかし、特別な事情があり、予め教育委員会が認めた場合に限っては指定された学校とは違う学校へ変更できる場合があります。この制度をより弾力的に運用し、基準を満たしていない学校へ通学区域外から就学できるようにすることで、児童数の増加も期待されます。運用にあたっては、明確な承認基準の検討に加え、小規模校ならではの魅力的な教育や特色ある活動等、それぞれの地域や学校の実情に応じて、子どもたちを通わせたいと思える学校づくりの検討が重要といえます。

(制度や運用面に関する検討事項)

- ・通学区域に関する検討
- ・学校選択制に関する検討（自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制）
- ・就学校の変更及び区域外就学に関する検討

○他校との交流学習等の機会の確保

児童一人のみの学年が存在する極小規模校などでは、同学年の多様な意見に触れる機会が極端に不足することから、一定の集団規模での教育活動が行える環境を整えることが重要です。例えば、同じ中学校区内の小学校間で連携し、ＩＣＴを活用した合同授業を実施したり、スクールバス等を活用し定期的に互いの学校へ出向き合同の活動や行事を行うなど、多様な意見や考えに触れられる交流学習等の機会の確保が必要です。

(交流学習に関する検討事項)

○学校間の往来による交流学習

- ・バスやタクシー等の学校間の移動手段の検討
- ・小規模校同士や適正規模校等の交流対象校の検討
- ・学年単位や全校単位等の交流規模の検討
- ・学校同士の交流学習目的等の相互共有 等

○ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による交流学習

- ・遠隔会議システム構築の検討（ハード面）
- ・システム操作のノウハウや指導方法の研究
- ・遠隔合同授業の連携対象校の検討
- ・学校間の授業の進度や課題等の共有 等

○子育て世代や移住希望者への支援

少子化の加速化は、若い世代での未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担や子育てと仕事の両立の難しさ等の要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

一方で、地方への移住に対して意識が高い若年層も多く、移住希望者に対する情報発信の強化や、きめ細かな就職・生活支援等を図ることにより、移住・定住を促進することが重要となっています。

この様な状況から、社会全体として結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう実効性のある少子化対策の取り組みに加え、地方へ移住する動きを支援する定住促進対策をより積極的に推進する必要があります。

過疎化や小規模校化といった地域が抱える課題の解決こそが、住み続けたいと思えるような持続可能なまちづくり、持続可能な学校づくりに繋がるものと考えられます。

(子育て世代や移住希望者への支援の具体例)

○少子化対策の取り組み

- ・子育てに関する支援制度の充実
(結婚、出産、保育、教育、学習等への支援)
- ・医療、福祉に関する支援制度の充実
(予防接種、運動教室、体験教室等)
- ・子育てのためのサポート拠点や相談窓口等の充実
- ・子育てのための遊び場や運動施設等の充実 等

○移住・定住の取り組み

- ・住まいに関する支援制度の充実
(新築、空き家改修、引越し等への支援)
- ・しごとに関する支援制度の充実
(就農、就職、起業等への支援)
- ・地域の魅力情報発信の充実
- ・地域ぐるみによる受け入れ態勢の整備 等

(2) 学校を統合せざるを得ない場合の検討すべき事項について

学校の持続可能性を高めるための方策の検討を図った上で、教育環境の質の維持が長期的に困難と予想される場合は、以下のような事項について検討を行っていく必要があると考えます。

○校区等の検討

学校の統合を検討する場合、基本的に中学校区の枠組みにおいての検討が考えられます。しかし、統合をしても大きく変わらず小規模校のままという場合も予想され、統合後、短期間のうちに学校の統廃合が繰り返されることのないよう、長期的な視点を踏まえ、中学校区に限らない視点での検討も必要です。

(検討項目の例)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・通学区域の変更による通学手段等の条件整備の検討 | ・統合に伴う学校と地域の関係維持への対応 |
| ・統合により生じる児童の学校環境変化への対応 | ・統合に伴う旧校舎等の施設活用方法の検討 |
| ・将来像を見据えた隣接校への統合の是非の検討 | ・全市的な校区再編の必要性の検討 |
| ・将来にわたり長期的に持続可能な校区の検討 | ・保護者や地域住民との将来ビジョンの共有 |

○通学条件等の検討

学校統合の検討にあたっては、児童・生徒の通学条件を考慮することが必要です。通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、児童・生徒の負担面や安全面等に配慮し、適切な通学手段が確保されるような条件整備が必要です。

(検討項目の例)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ・安全な登下校のための通学手段と通学路の条件整備 | ・乗降場所や乗車中の児童の見守り等の安全対策 |
| ・スクールバス等の多様な交通手段の導入 | ・歩行通学時間の減少による体力低下への対応 |
| ・適切な乗降場所の選定や乗車時間の検討 | ・歩行通学時間の増大による体力疲労への対応 |

○その他の検討

・小中一貫校化

学校統合に際しては、複数の小規模校同士での統合や小規模校と適正規模校との統合だけでなく、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、小・中学校の連携の強化や円滑な教育の実施に資するための小中一貫教育校への移行も視野に入れた検討も考えられます。

(小中一貫教育の分類)

分類	【 義務教育学校 】	【 小中一貫型小学校・中学校 】
修業年限	9年（前期課程+後期課程）	小学校6年、中学校3年
組織運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長と教職員組織
特徴	中学段階教育へのより円滑な接続	中学校区内の複数の小学校で一貫性のある教育活動
施設	施設の一体・分離を問わず設置可能	（施設一体型・施設隣接型・施設分離型）

5. 小規模校の適正化に向けて

学校規模の適正化の検討は、児童・生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであります。しかし、地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、学校の存続や統合の適否の判断は、教育的観点のみならず、それぞれの地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題です。最終的な小・中学校のあり方の判断は、設置者である市に求められますが、市内の小規模校すべてに対して、画一的に存続や統合の方針を定めるような性格のものでないことは言うまでもありません。

こうした中、検討委員会においては、慎重に議論を重ね、これまでの意見やアンケート調査結果等を基に、宇佐市独自の児童数や学級数の規模の基準を定め、学校の持続可能性を高め存続させるための方策等について、基本的な指針としてとりまとめました。

このことを受け、市総合教育会議並びに市教育委員会としましては、学校の小規模化に対して安易に解決策を提示するのではなく、現在抱えている諸課題に対してどのような方向性で一つずつ解決していくべきか、一定の基準は設けつつも、地域をよく知る方々の知恵をお借りしながら、それぞれの学校単位で具体的に議論を深めていただきたいという思いの下、「指針」に基づいた「方針」の策定を行ったところです。

今後、それぞれの学校運営協議会を核として地域ごとに検討を進めていく過程において、時には立場の違いから異なる意見が錯綜するなど、一定の方向性を導き出すには多くの時間とエネルギーを費やすなければならないかもしれません。しかし、それぞれの学校のあり方について、まずはそれぞれの地域で様々な視点から検討していただき、地域の未来を担う子どもたちのため、将来を見据えた責任ある議論を重ねていただくことをお願いするものです。

より魅力ある学校づくりを模索していくためには、保護者や地域住民等、多くの皆さまのお力添えが必要です。その上で、市総合教育会議並びに市教育委員会としましては、将来を担う子どもたちにとっての望ましい教育環境について、学校・地域・家庭の更なる連携・協力の下、責任と主体性を持ってあるべき姿について継続的に検討を重ねて参ります。